投資一任契約約款新旧対照表

改 定 前 （旧）	改 定 後 （新）	備考	改廃権限	施行予定日
【投資一任契約約款】	【投資一任契約約款】			2022/5/9
（解約） 第１８条　当社は以下のいずれかに該当した場合、投資一任契約を解約できる。	（解約） 第１８条　次に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、当社はお客様へ通知した上で、投資一任契約を終了できるものとする。	（追加）		
（１）お客様の指定証券口座が解約等で終了した場合	（１）お客様が本約款および当社の他の約款・規程、その他法令諸規則等に違反した場合	（変更）		
（２）お客様が投資一任契約に係る届出事項、本人確認に係る本人特定事項または当社に対する確約等について事実に反する届出等を行ったと当社が認めた場合	（２）お客様が当社および当社役職員に対し以下の行為を行い、または行うおそれがあると当社が判断した場合 ①当社の名誉または信用を毀損する行為 ②当社の誹謗、中傷もしくは脅迫的言辞または暴力を用いる行為			
（３）お客様が本約款および当社の他の約款・規程、その他法令諸規則等に違反した場合	（３）お客様が当社の定める範囲内および期間内に投資一任契約に係るサービスを利用されない場合			
（４）お客様が当社および当社役職員に対し以下の行為を行い、または行うおそれがあると当社が判断した場合 ①当社の名誉または信用を毀損する行為 ②当社の誹謗、中傷もしくは脅迫的言辞または暴力を用いる行為	（４）お客様が非居住者となり居住者に復帰する見込みがなくなったことを当社が確認した場合			
（５）お客様が投資一任契約の申込時に行った確約に関して虚偽の申告をしたと当社が認めた場合	（５）相当の期間当社からの連絡が不通となった場合			
（６）お客様が当社の定める範囲内および期間内に投資一任契約に係るサービスを利用されない場合	（６）お客様の所在が不明となり、不在者財産管理人が選任された場合			
（７）お客様が非居住者となり居住者に復帰する見込みがなくなったことを当社が確認した場合	（７）お客様が死亡（認定死亡を含む。）したことを当社が確認した場合			
（８）相当の期間当社からの連絡が不通となった場合	（８）お客様が失踪の宣言を受けたことを当社が確認した場合			
（９）お客様の所在が不明となり、不在者財産管理人が選任された場合	（９）お客様が意思能力を失い、その回復の見込みがないと当社が判断した場合			
（１０）お客様が死亡（認定死亡を含む。）したことを当社が確認した場合	（１０）お客様、お客様の代理人およびお客様の関係者等が当社に対し、損失補てん等当社に履行義務のない行為を不当に要求した場合			
（１１）お客様が失踪の宣言を受けたことを当社が確認した場合	（１１）お客様がお客様のユーザID・パスワードを第三者に貸与もしくは譲渡している、または共同利用している疑いがあると当社が判断した場合			
（１２）お客様が意思能力を失い、その回復の見込みがないと当社が判断した場合	（１２）当社が別途取り決める「書面の電磁的方法による交付に係る取扱規程」その他の電磁的交付に関する取扱い、または「投資一任契約に係る有価証券等取引の取扱規約」に係る同意のいずれかをお客様が撤回された場合			
（１３）お客様、お客様の代理人およびお客様の関係者等が当社に対し、損失補てん等当社に履行義務のない行為を不当に要求した場合	（１３）当社がお客様との取引継続が望ましくないと判断した場合、その他当社が取引を解除することが適当と認められる事由として当社が定める事由に該当した場合、または、やむを得ない事由により当社がお客様に対し解約の申出をした場合			
（１４）支払いの停止又は、仮差押、仮処分、差押、競売、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始もしくは特別清算開始の申立があった場合	（１４）当社の判断により当社のすべてのお客様に対し投資一任契約に係るサービスの提供を終了した場合			
	２ 次に掲げる事由のいずれかを当社が確認した場合には、お客様へ通知することなく，直ちに本契約を終了するものとする。	（追加）		
（１５）お客様がお客様のユーザID・パスワードを第三者に貸与もしくは譲渡している、または共同利用している疑いがあると当社が判断した場合	（１）お客様の指定証券口座が解約等で終了した場合			
（１６）当社が別途取り決める「書面の電磁的方法による交付に係る取扱規程」その他の電磁的交付に関する取扱い、または「投資一任契約に係る有価証券等取引の取扱規約」に係る同意のいずれかをお客様が撤回された場合	（２）お客様が投資一任契約に係る届出事項、本人確認に係る本人特定事項または当社に対する確約等について事実に反する届出等を行ったと当社が認めた場合			
（１７）当社がお客様との取引継続が望ましくないと判断した場合、その他当社が取引を解除することが適当と認められる事由として当社が定める事由に該当した場合、または、やむを得ない事由により当社がお客様に対し解約の申出をした場合	（３）お客様が投資一任契約の申込時に行った確約に関して虚偽の申告をしたと当社が認めた場合			
（１８）当社の判断により当社のすべてのお客様に対し投資一任契約に係るサービスの提供を終了した場合	（４）支払いの停止又は、仮差押、仮処分、差押、競売、破産手続開始、民事再生手続開始があった場合			
	（５）公租公課の滞納処分を受けた場合	（追加）		
２　お客様の指定証券口座に係る親口座が、同一の指定金融機関に開設されたお客様名義の他の指定証券口座に係る親口座に統合される場合、当該指定証券口座に係る投資一任契約は解約されるものとする。 ３　当社が投資一任契約を解約する理由についてはお客様に開示しないものとする。 ４　投資一任契約が解約された場合、投資一任契約以外の本サービスも同時に解約されることとする。 ５　お客様が、投資一任契約以外の当社との契約・取引に係る約款・規程に規定される解約事由に該当した場合、当社は、直ちに投資一任契約を解約することができる ６　本条に基づき投資一任契約を解約したときは、当社は、投資対象はすべて可能な限り速やかに売却し現金化のうえ親口座の預り金に入金するものとする。なお、当社がお客様に相続が発生したことを証明書等で確認したときにも同様とし、現金化のうえ親口座の預り金に入金するものとする。 ７　前各項により、投資一任契約が解約された際に生じたお客様の損害に対して当社はその損害を賠償する責任を負わないものとする。 ８　前条、本条又は第２０条第３項に基づき投資一任契約が終了した場合であっても、第１２条、第２０条第４項、第２６条は、引続き有効に存続するものとする。	３　お客様の指定証券口座に係る親口座が、同一の指定金融機関に開設されたお客様名義の他の指定証券口座に係る親口座に統合される場合、当該指定証券口座に係る投資一任契約は解約されるものとする。 ４　当社が投資一任契約を解約する理由についてはお客様に開示しないものとする。 ５　投資一任契約が解約された場合、投資一任契約以外の本サービスも同時に解約されることとする。 ６　お客様が、投資一任契約以外の当社との契約・取引に係る約款・規程に規定される解約事由に該当した場合、当社は、直ちに投資一任契約を解約することができる。 ７　本条に基づき投資一任契約を解約したときは、当社は、投資対象はすべて可能な限り速やかに売却し現金化のうえ親口座の預り金に入金するものとする。なお、当社がお客様に相続が発生したことを証明書等で確認したときにも同様とし、現金化のうえ親口座の預り金に入金するものとする。 ８　前各項により、投資一任契約が解約された際に生じたお客様の損害に対して当社はその損害を賠償する責任を負わないものとする。 ９　前条、本条又は第２０条　第３項に基づき投資一任契約が終了した場合であっても、第１２条、第２０条第４項、第２６条は、引続き有効に存続するものとする。	（変更）		
（個人データの共同利用）	（個人データの共同利用）			
（略）	（略）			
（4）共同して利用する個人データの管理について責任を有する者の名称 管理責任者：株式会社お金のデザイン　個人情報管理統括責任者 住所：東京都港区赤坂1-9-13　三会堂ビル1階 代表者：代表取締役社長　山辺　僚一	（4）共同して利用する個人データの管理について責任を有する者の名称 管理責任者：株式会社お金のデザイン　個人情報管理統括責任者 住所：東京都千代田区紀尾井町1-3　東京ガーデンテラス紀尾井町 紀尾井タワー　13階 代表者：代表取締役社長　山辺　僚一	（変更）		
（略）				
２０２１年９月２８日改定	２０２２年５月９日改定	（変更）		